

日医発第 1187 号（健Ⅱ）
令和 8 年 9 月 15 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
黒瀬 巖
(公印省略)

乳がんにおける早期がんの取扱いについて

対策型検診の精度管理においては、早期がん割合（がん発見数に対する早期がん数）を継続的に把握することにより、地域における検診体制の改善状況及び検診の精度管理の状況を経年的に評価することが重要です。

一方で、日本乳癌学会「乳癌取扱い規約」が改訂され、早期乳癌は「切除可能乳癌（臨床病期 Stage0～ⅢA）」に再定義されました。

今般、学会の定義変更との混同を避ける観点から、地域保健・健康増進事業報告においては、「早期がん」の用語を使用せず、従来把握してきた病期である「臨床病期 Stage0・Ⅰ期のがん」として取り扱うこととされたことから、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）宛に標記の事務連絡が通知され、本会に対しても周知方協力依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 8 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課

乳がんにおける早期がんの取扱いについて

平素より、がん対策の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

乳がんの取扱いについて、日本乳癌学会「乳癌取扱い規約」が令和 7 年 5 月に改訂され、早期乳癌は「切除可能乳癌」を指すこととなりました。これに伴い、従来は臨床病期Stage0・I を早期乳癌としていましたが、改訂後から臨床病期Stage0～ⅢA（切除可能乳癌）を早期乳癌に再定義されています。

一方、対策型検診の精度管理においては、早期がん割合（がん発見数に対する早期がん数）を継続的に把握することにより、地域における検診体制の改善状況及び検診の精度管理の状況を経年的に評価することが重要です。このため、厚生労働省においては、対策型検診の精度管理評価指標である早期がん割合について、従来把握してきた病期である臨床病期Stage0・I を引き続き把握することといたしました。

また、今般の定義変更との混同を避ける観点から、地域保健・健康増進事業報告においては、「早期がん」の用語を使用せず、「臨床病期0・I 期のがん」として取り扱うこととしております。

なお、本取扱いは令和 8 年度実施分の精密検査結果に係る報告から適用することとしておりますが、各自治体において臨床病期による把握に必要な体制整備が完了していない場合には、令和 8 年度がん検診受診者における精密検査結果の把握については、経過措置として、医療機関等から「早期がん」として報告されたものを「臨床病期0・I 期のがん」として取り扱うことを可能としております。

つきましては、本取扱いについて御理解いただくとともに、関係各位に広く周知されることについて格段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

今後とも、がん検診の適切な実施及び精度管理の推進に御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【照会先】

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課
TEL：03-3595-2192

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 8 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課

乳がんにおける早期がんの取扱いについて

平素より、がん対策の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

乳がんの取扱いについて、日本乳癌学会「乳癌取扱い規約」が令和 7 年 5 月に改訂され、早期乳癌は「切除可能乳癌」を指すこととなりました。これに伴い、従来は臨床病期Stage0・Ⅰを早期乳癌としていましたが、改訂後から臨床病期Stage0～ⅢA（切除可能乳癌）を早期乳癌に再定義されています。

一方、対策型検診の精度管理においては、早期がん割合（がん発見数に対する早期がん数）を継続的に把握することにより、地域における検診体制の改善状況及び検診の精度管理の状況を経年的に評価することが重要であり、従来把握していた病期であるStage0・Ⅰの数を引き続き把握することが必要です。

つきましては、乳がんの精密検査結果の把握については、臨床病期で行うよう、管内の市町村に周知いただきますようお願いいたします。

また、これに伴い、地域保健・健康増進事業報告（以下「事業報告」という。）においても「早期がん」の用語は使用しないこととなります。具体的には、報告表番号15(8)-36, 37における精密検査受診の有無別人数の「乳がんのうち早期がん」を「乳がんのうち臨床病期0・Ⅰ期のがん」に、「早期がんのうち非浸潤がん」を「臨床病期0・Ⅰ期のうち非浸潤がん（臨床病期0期）」に変更します。詳細については別添をご確認ください。

なお、令和 8 年度がん検診受診者における精密検査結果までの事業報告については経過措置として、各自治体において、医療機関等から臨床病期による把握に必要な体制整備が完了していない場合、医療機関等から「早期がん」として報告されたものについては、「乳がんのうち臨床病期0・Ⅰ期のがん」として取り扱って差し支えありません。

本取扱いは、令和 8 年度分の事業報告（令和 9 年 6 月末提出）から適用することとなりますのでご留意いただくとともに、貴管内市町村及び関係団体に対し、周知くださいますようお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課
TEL：03-3595-2192